

## 筑後連合地区剣道連盟昇段審査受審者の皆さんへ

審査委員長

令和6年2月17日(土)に開催される、筑後連合地区剣道連盟昇段審査会におきましては、下記の事項に注意して受審してください。

### (1) 感染症対策について

全日本剣道連盟の『審査会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン』(令和5年7月12日)に、「受審者は、実技審査時には面マスクまたはシールドの着用を前提としている。」と記載されています。受審者は、実技審査時にはマスクまたはシールドのどちらかもしくは両方を着用してください。マスクまたはシールドの着用がない場合、実技審査を受審することができません。なお、日本剣道形審査時のマスクの着用は任意となっています。

### (2) 審査時の着装について

近年、審査会における受審者の着装の乱れが審査員より指摘されています。

着装につきましては、『剣道試合・審判細則』等に下記のように定められています。

- ・面ぶとんは、肩関節を保護する長さがあり、十分な打突の衝撃緩衝能力があるものとする。(細則第3条1-2)
- ・小手は、前腕(肘から手首の最長部)の2分の1以上を保護し、小手頭部および小手ぶとん部は十分な打突の衝撃緩衝能力があるものとする。(細則第3条1-3)
- ・剣道着の袖は、肘関節を保護する長さを確保したものとする。(細則第3条2)
- ・面紐の長さは結び目から40cm以内とする。(試合運営管理上の申し合わせ事項)
- ・面紐の結び目の位置はおおむね物見の後ろとなるようにする。(試合運営管理上の申し合わせ事項)

上記に著しい違反がある場合、審査で不合格となる場合があります。

以上